

JCMパートナー国におけるJCM事業の対応事項				
パートナー国	Positive List	Sustainable Developmentに関する書類の提出	留意点 PIN様式	パートナー国への対応・提出書類の翻訳
モンゴル		SDCPの提出 持続可能な開発への貢献 日・モンゴル間の JCM では、プロジェクト登録申請前のパブリックコメント開始時に SDCP (Sustainable Development Contribution Plan) の提出が求められます。同様に、クレジット発行申請の前のモニタリングレポート提出時に SDCR (Sustainable Development Contribution Report)の提出が求められます。 SDCP及びSDCRでは、JCMプロジェクトの持続可能な開発への貢献を確認するために、SDCP の要求項目に関して指定の様式でチェックを行うことが求められます。なお SDCP の要求項目は B.1「悪影響の防止と持続可能な開発への貢献」と「C.1のSDGsへの貢献の可能性」があります。B.1 Plan for prevention of negative impacts and for possible contribution to SD C.1 Identified potential contribution to SDGs 最新のガイドラインと様式については、以下を参照ください。 https://www.jcm.go.jp/mn-jp/rules_and_guidelines 「Guidelines for Developing Sustainable Development Contribution Plan and Report」 ※JCM設備補助に応募される場合、実施計画書の「持続可能な開発への貢献」の欄に、SDCPの 要求項目を満たしていることをご説明ください。		
ベトナム				ベトナム語翻訳 JCMの合同委員会 日・ベトナム間のJCM合同委員会に各種資料を提出する際には、JCMに係る規則及びガイドラインに規定された英語の資料に加えて、当該資料をベトナム語に翻訳した参考資料も提出することが求められています。ベトナム語への翻訳が求められている資料は、以下となります。 ①方法論案（パブリックコメント前及び承認後に変更する場合）（スプレッドシート及び Additional Information を含む）②PDD案（パブリックコメント前及び登録後に変更する場合）（モニタリング計画書を含む） ③検証報告書 ベトナム語に翻訳する資料の作成については、別途、環境省や関連機関との相談となります。なお、合同委員会で採択する申請資料は英語版であり、ベトナム語の資料はあくまで参考資料と 1 となります。
インドネシア		SDIPの提出 持続可能な開発への貢献 日・インドネシア間の JCM では、プロジェクト登録申請の前のパブリックコメント開始時に SDIP (Sustainable Development Implementation Plan)の提出が求められます。同様に、クレジット発行申請の前のモニタリングレポート提出時に SDIR (Sustainable Development Implementation Report)の提出が求められます。SDIP 及びSDIRでは、JCMプロジェクトの持続可能な開発への貢献を確認するために、SDIP の要求項目に関して指定の様式でチェックを行うことが求められます。なお SDIP の要求項目は B.1「持続可能な開発への貢献」があります。B.1 Plan for possible contribution to SD 最新のガイドラインと様式については、以下を参照ください。 https://www.jcm.go.jp/id-jp/rules_and_guidelines Guidelines for Developing Sustainable Development Implementation Plan and Report ※JCM設備補助に応募される場合、実施計画書の「持続可能な開発への貢献」の欄に、SDIPの 要求項目を満たしていることをご説明ください。 ※JCM設備補助に応募される場合、実施計画書の「持続可能な開発への貢献」の欄に、SDIPの 要求項目を満たしていることをご説明ください。	事業概要 (PIN: Project Idea Note for JCM Project)の様式 JCM規則・ガイドライン類にPINによる事前照会手続きが導入されていますので、JCMウェブサイト（ jcm.go.jp ）に公開されているPINの様式を使用してください。 https://www.jcm.go.jp/id-jp/rules_and_guidelines	現地視察への対応 試運転の開始以降、環境省又はインドネシアJCM事務局が、それぞれ、事業実施箇所における現地視察を希望した場合は、事業の実施に支障のない範囲での対応を原則としつつ、インドネシア側カウンターパートとともに当該現地視察に対応していただきます。 クレジット配分の公開 JCMクレジットが発行されましたらJCM合同委員会のウェブサイト（ https://www.jcm.go.jp/id.jp ）において、合同委員会報告書でクレジット配分量を公開致します。
パラオ				パラオへの連絡方法 JCMプロジェクトの候補案件に係るパラオ政府関係者の連絡先 パラオにおけるJCMプロジェクトの候補案件を検討している事業者におかれましては、これらの候補案件の検討・実施についてパラオ政府関係者に説明等を希望する場合には、メール等により 連絡することが推奨されます。詳細についてはGECにお問い合わせください。 クレジットの配分について パラオ政府は、パラオにおけるJCM事業から発行されるクレジットの配分について、パラオ企業へのクレジットの配分は行わない方針を定めました。このため、クレジット配分を御検討される 際にはこの方針に沿っていただくようお願いします。 太陽光発電事業のプロジェクト期間について パラオにおける太陽光発電事業のJCMにおけるプロジェクト期間は10年までとします。法定 耐用年数が10 年以上の場合は 10 年分のクレジット発行を実施していただき、残りの期間はモニタリングの報告は継続しつつクレジット発行申請は行わないこととなります。なお法定耐用年数が 10 年未満の場合はその期間クレジット発行を実施していただきます。 どちらの場合も費用対効果の計算は法定耐用年数期間のGHG排出削減総量で計算ください。また 取得財産の管理は、法定耐用年数の期間実施していただきます。
カンボジア	2024年1月にカンボジア首相はバリ協定6条に基づく運用マニュアルを承認している。10ページの「Eligibility of GHG ER projects for Article 6 authorization」ではバリ協定6条の承認を得るために適合すべきプロジェクトの基準(Eligibility criteria)が公開されている。 運用マニュアルのURLは以下のとおり https://www.moe.gov.kh/wp-content/uploads/2024/01/Article-6-OM_EN.pdf	JCM制度文書にSDに関するガイドラインはないが、カンボジア政府が発行しているバリ協定6条に基づく運用マニュアルの以下Table 2をsustainable development criteriaを満たす必要がある。 2. Eligibility of GHG ER projects for Article 6 authorization 2.1 Authorization criteria for GHG ER projects 8. GHG ER project is aligned with Cambodia's sustainable development priorities Table 2. List of sustainable development criteria for assessment of GHG ER project proposals in Cambodia.		
タイ	あり	SDSARとSDSMRの提出 日・タイ間の JCM では、Sustainable Development and Safeguards Assessment Report (SDSAR)とSustainable Development and Safeguards Monitoring (SDSMR)の提出が義務付けられています。 フォーマットは下記リンク内のDownload All formsからダウンロードできます。 https://www.jcm.go.jp/th-jp/rules_and_guidelines	事業概要 (PIN: Project Idea Note for JCM Project)の様式 JCM規則・ガイドライン類にPINによる事前照会手続きが導入されていますので、JCMウェブサイト（ jcm.go.jp ）に公開されているPINの様式を使用してください。 https://www.jcm.go.jp/th-jp/rules_and_guidelines	プロジェクト実施状況の報告 日・タイのJCM制度文書（Rules of Implementation ver02.0）の規定により、プロジェクトの実施状況をプロジェクト期間中、毎年、JCM 事務局へ報告することが義務付けられています。報告様式は、JCM の MRV プロセスで作成する Monitoring report sheet を活用することが認められています。報告時期については明確な規定はありませんが、暦年で区切って、年初に報告してください。この報告にあたって第三者機関による検証を受ける必要はありません。 下記のアドレスにメールを送付して報告してください。 宛先： th-jc-secretariat@jcm.go.jp C C： jcm-sbsd@gec.jp ; jcm@env.go.jp
セネガル		SDIPとSDIRの提出 日・セネガル間の JCM では、Sustainable Development Implementation Plan (SDIP)とSustainable Development Implementation Report (SDIR)の提出が義務付けられています。 フォーマットは下記リンク内のDownload All formsからダウンロードできます。 https://www.jcm.go.jp/sn-jp/rules_and_guidelines	事業概要 (PIN: Project Idea Note for JCM Project)の様式 JCM規則・ガイドライン類にPINによる事前照会手続きが導入されていますので、JCMウェブサイト（ jcm.go.jp ）に公開されているPINの様式を使用してください。 https://www.jcm.go.jp/sn-jp/rules_and_guidelines	
チュニジア		SDIPとSDIRの提出 日・チュニジア間の JCM では、Sustainable Development Implementation Plan (SDIP)とSustainable Development Implementation Report (SDIR)の提出が義務付けられています。 フォーマットは下記リンク内のDownload All formsからダウンロードできます。 https://www.jcm.go.jp/tn-jp/rules_and_guidelines	事業概要 (PIN: Project Idea Note for JCM Project)の様式 JCM規則・ガイドライン類にPINによる事前照会手続きが導入されていますので、JCMウェブサイト（ jcm.go.jp ）に公開されているPINの様式を使用してください。 https://www.jcm.go.jp/tn-jp/rules_and_guidelines	
モルドバ		SDIPとSDIRの提出 日・モルドバ間の JCM では、Sustainable Development Implementation Plan (SDIP)とSustainable Development Implementation Report (SDIR)の提出が義務付けられています。 フォーマットは下記リンク内のDownload All formsからダウンロードできます。 https://www.jcm.go.jp/md-jp/rules_and_guidelines	事業概要 (PIN: Project Idea Note for JCM Project)の様式 JCM規則・ガイドライン類にPINによる事前照会手続きが導入されていますので、JCMウェブサイト（ jcm.go.jp ）に公開されているPINの様式を使用してください。 https://www.jcm.go.jp/md-jp/rules_and_guidelines	
ジョージア		SDIPとSDIRの提出 日・ジョージア間の JCM では、Sustainable Development Implementation Plan (SDIP)とSustainable Development Implementation Report (SDIR)の提出が義務付けられています。 フォーマットは下記リンク内のDownload All formsからダウンロードできます。 https://www.jcm.go.jp/ge-jp/rules_and_guidelines	事業概要 (PIN: Project Idea Note for JCM Project)の様式 JCM規則・ガイドライン類にPINによる事前照会手続きが導入されていますので、JCMウェブサイト（ jcm.go.jp ）に公開されているPINの様式を使用してください。 https://www.jcm.go.jp/ge-jp/rules_and_guidelines	

スリランカ	【ポジティブリスト】 (英語原文) https://www.env.gov.lk/web/index.php?option=com_content&view=article&id=140&Itemid=133&lang=en (日本語仮訳) https://gec.jp/jcm/jp/kobo/r06/mp/JCM_positive_list_lk.pdf 【補助率】 https://gec.jp/jcm/jp/kobo/r06/mp/JCM_credit_allocation_lk.pdf (※設備補助事業における補助率はR6年度を踏まえて要修正。特に太陽光発電。)	SDIPとSDIRの提出 日・スリランカ間の JCM では、Sustainable Development Implementation Plan (SDIP)と Sustainable Development Implementation Report (SDIR)の提出が義務付けられています。 フォーマットは下記リンク内のDownload All formsからダウンロードできます。 https://www.jcm.go.jp/lk-jp/rules_and_guidelines	事業概要 (PIN: Project Idea Note for JCM Project)の様式 JCM規則・ガイドライン類にPINによる事前照会手続きが導入されていますので、JCMウェブサイト（jcm.go.jp）に公開されているPINの様式を使用してください。 https://www.jcm.go.jp/lk-jp/rules_and_guidelines	
ウズベキスタン		SDIPとSDIRの提出 日・ウズベキスタン間の JCM では、Sustainable Development Implementation Plan (SDIP)と Sustainable Development Implementation Report (SDIR)の提出が義務付けられています。 フォーマットは下記リンク内のDownload All formsからダウンロードできます。 https://www.jcm.go.jp/uz-jp/rules_and_guidelines	事業概要 (PIN: Project Idea Note for JCM Project)の様式 JCM規則・ガイドライン類にPINによる事前照会手続きが導入されていますので、JCMウェブサイト（jcm.go.jp）に公開されているPINの様式を使用してください。 https://www.jcm.go.jp/uz-jp/rules_and_guidelines	
パプアニューギニア		SDIPとSDIRの提出 日・パプアニューギニア間の JCM では、Sustainable Development Implementation Plan (SDIP)と Sustainable Development Implementation Report (SDIR)の提出が義務付けられています。 フォーマットは掲載準備中です。	事業概要 (PIN: Project Idea Note for JCM Project)の様式 JCM規則・ガイドライン類にPINによる事前照会手続きが導入されていますので、JCMウェブサイト（jcm.go.jp）に公開されているPINの様式を使用してください。 https://www.jcm.go.jp/pg-jp/rules_and_guidelines	
カザフスタン		SDIPとSDIRの提出 日・カザフスタン間の JCM では、Sustainable Development Implementation Plan (SDIP)と Sustainable Development Implementation Report (SDIR)の提出が義務付けられています。 フォーマットは下記リンク内のDownload All formsからダウンロードできます。 https://www.jcm.go.jp/kz-jp/rules_and_guidelines	事業概要 (PIN: Project Idea Note for JCM Project)の様式 JCM規則・ガイドライン類にPINによる事前照会手続きが導入されていますので、JCMウェブサイト（jcm.go.jp）に公開されているPINの様式を使用してください。 https://www.jcm.go.jp/kz-jp/rules_and_guidelines	